

基本的対処方針（5月4日）の概要

資料 2 - 1

		特定警戒都道府県 (大阪府を含む13都道府県)	「特定警戒都道府県」以外 (34県)
外出		接触機会の「最低7割、極力8割低減」を目指し、自粛要請	一部を除いて自粛要請せず
		「新しい生活様式の実践」を要請	
	府県をまたいだ帰省や旅行	自粛を要請	
	現にクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食等	自粛を要請	
催物（イベント）	開催の自粛を要請	比較的少人数のイベントは適切に対応	
施設の使用制限	施設の使用制限を要請 (地域におけるまん延状況等に応じて、知事が適切に判断)	地域の実情に応じて判断 (現にクラスターが発生している施設、「3密」の施設は使用制限の要請を検討)	
	博物館、美術館、図書館、屋外公園	入場制限など感染防止策を講じることを前提に開放可能	
出勤	出勤者数の7割削減を目指し在宅勤務などを働きかけ	(7割削減は目標とせず)在宅勤務などの推進を働きかけ	
学校	地域の感染状況に応じ、段階的に学校教育活動を再開		
保育所、放課後児童クラブ	医療従事者やひとり親の子ども等の保育を確保しつつ保育の縮小や臨時休園を実施		